○被害を受けた資産の取り壊し費用・ ○被害を受けたことで受け取る保険金 などの金額が分かるもの

る保険金

額の分かるもの

の所得金額や所得控除

罹災証明書(交付を受け

み

あります

申告期間中に雑損控除を行う予定の

住民税の軽減などが受けられる場合が減免法を適用することにより所得税・分の確定申告で、雑損控除または災害財などに損害を受けた人は、平成24年

ノ養親族などの所有すし州北部豪雨により、

は、平成24年では、平成24年の位化である。

償

必要です。

17

る人は申告

—

そろそろ町県民税の申告の時期がやってきます。 申告が必要かどうか調べてみましょう。 町県民税は、前年(平成24年1月~12月)の所

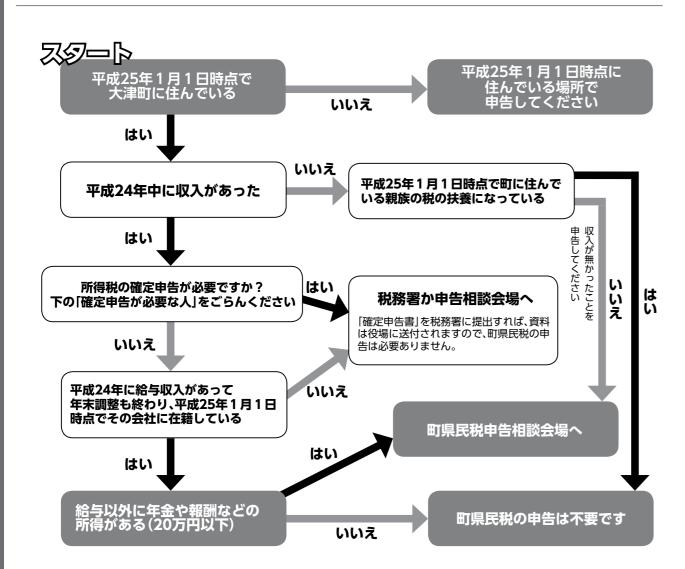
得(収入から必要経費などを差し引いた金額)に

基づき計算される、県や町に納める税金です。

申告相談会場

2月18日(月)~3月15日(金)(土、日を除く)

●問い合わせ 役場税務課 ☎ 096(293)3117



必要な 確定申告が

- ▶給与の年収が2,000万円を超える人
- ▶給与を2カ所以上からもらっている人
- ▶給与所得、年金以外の所得金額が20万円を超える人 (20万円以下の人は町県民税申告が必要です)
- ▶土地・建物などの譲渡所得がある人
- ▶生命保険(死亡・満期)受取による所得がある人
- ▶昨年マイホームを住宅ローンで購入した人で、住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▶多額の医療費を払って所得税の還付を請求する人など (高額療養費などの払い戻しがある場合はその手続きが終わってから申告をして ください)

町中央公民館 2階 大会議室

申告期間

固定資産税の償却資産の申告は1月31日(木)まで

九州北部豪雨災害被災者の所得税相談会を開催します

● 申告先・問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎ 096(293)3117

ますので、

ぜひこの相談会で雑損控除

計算明細書の作成をお願い

ます。

よっては町で受付できないこともありが掛かることが予想されます。場合に人は、計算明細書がないと非常に時間

している場合には、償却資産として申が、縫製工場などで事業用として使用いる場合は申告の対象になりません例えば、ミシンを家庭用で使用して ケース、切削工具、事務機器など)⑥工具、器具および備品(看板、時動車税に該当するものを除く)⑤車両および運搬具(自動車税、料 ④航空機 ③船舶 力配線設備など) 事務機器など)

陳列

軽

自

・持参するもの 役場4階

大会議室

価格の分かるもの一般害を受けた資産・取得時期

取得

*日時 指が終了

した人

時、

午後3時

午後1時 (

(水

午前

時

豪雨の被害を受け、

平成24年中に修

に損害を受けた人

住宅・

家財・

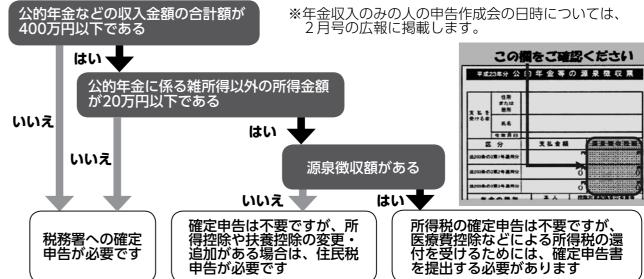
自動車など

②機械および装置(旋盤、ポリ構築物(煙突、鉄塔など)▼償却資産の種類と具体例 い 金いま 産で、 金または必要経費に算入されるものは所得税法の規定による所得計算上 償 できる機械、 人が、 、その事業のために用いる? 【却資産とは、会社や個人で ます。 たは必要経費に算入されるものを、その減価償却費が法人税法また、その減価償却費が法人税法また、の事業のために用いることが、の事業のをといるとがにない。 会社や個人で工場

公的年金などの受給者は所得税の確定申告が不要になる場合があります

ポ

●問い合わせ 役場税務課 ☎ 096 (293) 3117



広報おおづ 2013.1 広報おおづ 2013.1